平成２５年（フ）第４３７７号
東京都清瀬市松山１丁目26―２
債務者　植松　洋子
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３９１号
神奈川県川崎市多摩区登戸3373―11
債務者　波多野伸昭
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３９２号
千葉県船橋市夏見台１丁目２－７―404
債務者　北形　美樹
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３９３号
東京都中野区鷺宮１丁目31―18―502
債務者　村重　福子（旧姓吉綱）
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３９４号
東京都板橋区大山西町46―16
債務者　大森　千恵
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３９７号
埼玉県さいたま市桜区大字白鍬375―２　ハイツナラハラⅡ102号
債務者　廣畑　誠美
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４０１号
神奈川県川崎市宮前区有馬２丁目11―４―101
債務者　笠原　みき
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４０７号
埼玉県蓮田市大字黒浜2073―１　ロータスビレッジＡ―101
債務者　仙波　尚紀
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４０８号
東京都文京区白山１丁目８―13
債務者　筒井　晶子
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４１０号
東京都立川市羽衣町１丁目１―25
債務者　池田　広子（旧姓五井）
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４１３号
東京都台東区浅草５丁目20―２　ラフォーレ・マナ２Ｆ
債務者　畠山　　敏
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４１７号
東京都品川区二葉４丁目３－１―402
債務者　中陳　慎一
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４１８号
東京都品川区二葉４丁目３－１―402
債務者　中陳　律子
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４１９号
東京都大田区西六郷１丁目34―９
債務者　笹本　浩祐
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４２０号
東京都大田区西六郷１丁目34―９
債務者　藤井　香織
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４２５号
千葉県船橋市海神５丁目29―51　グロースメゾン海神Ａ棟101号
債務者　大河内美佐
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部